

農業経営改善計画認定要領

(目的)

第1条 計画的で安定的な農業経営の確立を目指す農業の担い手を認定することにより農業経営の基盤の強化を図る。

(認定基準)

第2条 認定を受けようとする者（農業生産法人を含む）は、次の基準をすべて満たす者であること。

- (1) その計画が市の農業基本構想に照らし適切であること
- (2) その計画の達成される見込みが確実であること
- (3) その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること

(申請)

第3条 農業経営を営み、又は営もうとする者で、認定を受けることを希望する者は、農業経営改善計画を作成し、市に申請することができる。

(審査、認定及び交付)

第4条 認定審査は、半田市経営・生産対策推進会議で行う。ただし、やむを得ない場合は、幹事会で審査し市長の決裁により認定し、市長は農業経営改善計画認定書を交付する。

(認定期間)

第5条 認定期間は、5年間とする。ただし、再認定は妨げないものとする。

(認定の取消)

第6条 市長は、認定の有効期間であっても、次のいずれかに該当すると認められる場合は認定を取り消すことができる。なお、取消に係る損失は一切補償しないものとする。

- (1) 認定を受けた者が農業を廃止した場合
- (2) 農業経営改善をしない意思表示をした場合
- (3) 農業経営改善計画に従って農業経営改善を図っていない場合
- (4) 農業者年金の経営移譲年金を受給した場合

(支援措置)

第7条 認定を受けた者は、次の支援措置を受けることができる。

- (1) 農業委員会等による農用地の利用の集積
- (2) 税制上の特例（割増償却制度）

(3) 農林漁業金融公庫等からの融資

(4) 経営管理向上などの研修の実施

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、認定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。